

## 令和6年度 第1回 生活保護適正化連絡会議 議事要旨

### 1 日 時

令和6年10月3日(木) 15時00分～15時40分

### 2 場 所

大阪市役所5階 特別会議室 (Microsoft TeamsによるWeb会議併用)

### 3 出席者

(大阪市役所5階 特別会議室)

委 員 山本副市長

総務局長

財政局長

健康局長

福祉局長

福祉局理事

福祉局生活困窮者自立支援室長

幹 事 総務局人事課長

総務局組織担当課長

財政局財務課長

健康局総務課長

福祉局生活困窮者支援担当課長

福祉局保護課長

福祉局生活保護調査担当課長

(Microsoft TeamsによるWeb会議)

委 員 平野区長

都島区保健福祉センター所長

福島区保健福祉センター所長

淀川区保健福祉センター所長

城東区保健福祉センター所長

幹 事 都島区役所生活支援担当課長  
福島区役所生活支援担当課長  
中央区役所生活支援担当課長代理  
淀川区役所生活支援担当課長  
城東区役所生活支援担当課長  
平野区役所生活支援課長

(事務局)

福祉局生活保護適正化担当課長代理、福祉局保護課担当係長 1 名、係員 1 名

#### 4 議 題

- (1) 生活保護実施体制にかかる職員の任用資格について
- (2) 生活保護DXについて
- (3) 医療扶助におけるオンライン資格確認の開始について

#### 5 会議要旨

- (1) 生活保護実施体制にかかる職員の任用資格について

【資料：議題（1）に沿って福祉局保護課長から説明】

(主な意見・質疑等)

- ・生活保護の実施上、査察指導員及びケースワーカーについては、社会福祉主事であればならず、本市公正職務審査委員会からの勧告を受け、社会福祉主事任用資格有資格者充足率向上計画を策定し、令和7年度当初には、充足率100%を達成するため、有資格者の採用等の人事配置、資格取得のための通信課程受講推進などの取り組みを進めてきたところである。当会議でも、毎年この問題を取り上げ、検討を重ねる中で、最終期限を令和7年4月当初としているが、令和6年度において、充足率が100%に満たない区が14区ある。退職者や人事異動等もあるため、どのように達成していくのか。
  - 有資格者が退職・転出した場合は、人事異動等で充足させる必要があると考えている。有資格者ではない者が配置された場合には、通信課程の受講により資格取得を目指していたが、個別の事情があり、受講できなかった職員もいる状況である。
- ・毎年、区長会議や新任区長研修等の場で、この課題についての説明及び有資格者の人員配置に関するお願いをしてきたところである。人事異動等を考慮して、不足数を上回る職員に通信課程を受講してもらっている区もあり、そのような対応をしないと、余裕を持った配置が難しいのではないかと考えている。

今年度においても、区長会議では、人員配置に関する検討を始める前の段階で、保

護課から現状を説明したうえで、配置を検討していただくよう改めてお願いしていく予定である。

- ・以前から計画的に進めていた課題であり、勧告も受けていることから、生活保護担当部署への配置を最優先に、対応していただきたい。
- ・令和7年度以降についても、有資格者100%の状態を維持していかなくてはならないため、重ねてお願いしたい。

## (2) 生活保護DXについて

【資料：議題（2）に沿って福祉局保護課長から説明】

（主な意見・質疑等）

- ・執務スペースでは、大量のケースファイルが日々処理され、担当者がケースファイルに囲まれて作業をしている状況である。

ケースファイルには、重要な個人情報が多く含まれており、事務処理誤り等のミスも懸念されることから、電子化により、執務スペースの狭隘が一定解消されれば、ミスの軽減や、職場環境の改善、他用途への活用などのメリットが見込まれるのではないかと。

→ ご意見のとおりである。

- ・また、紙媒体であれば、災害時に流出、消失するリスクがあり、支援が継続できなくなるということが最大の懸案事項であるため、一日も早く電子化を進めていきたいと考えている。まずは、現在生活保護受給継続中の世帯のケースファイルを優先して電子化していきたい。

他にも今後検証していかなくてはいけない問題もあるが、まずは市民の利便性の向上を最優先として、取り組みを進めたい。

- ・市民が来庁せずに済むようになったとしても、個別の相談等の対人業務はこれまでどおり必要ということが良いか。

→ 相談等については、電子化だけでは対応できない部分があるため、必要である。

- ・DXについては、健康局の保健師業務が先行して検討を行っている。

健康局における現在の取り組み状況を、参考にお聞きしたい。

→ ケースワーカーと同じで、保健師の業務は年々増加し、内容も多様化している。相談内容等を記録としてまとめる作業や、各保健師が1カ月間に携わった業務に関する詳細な月報の作成など、多くを手作業で行っている。

電子化により、これらの作業を省き、労働力不足を補うことのみではなく、生み出された時間をできるだけ対人業務（訪問や相談対応）に振り分けることを目的としている。

また、生活保護業務と同じく、電子化により災害時の消失等のリスクを減らす

ことができることに加え、タブレットを活用して要支援者に関する情報を得られるようになれば、迅速な対応や情報の高度化が可能となり、市民サービスの向上に繋げることができると考えている。

システム構築にあたっては、コンサルティング会社やデジタル統括室とも連携し、課題の抽出や、課題解消に向けたシステム内容の検討作業をこの1年間で行っているところである。

来年度予算化をして、システム構築に入る予定だが、第一次リリースとして令和8年度、その後数年かけて、段階的にリリースできるような段取りで進めている。

### (3) 医療扶助におけるオンライン資格確認の開始について

【資料：議題（3）に沿って福祉局生活保護調査担当課長から説明】

(主な意見・質疑等)

- ・医療扶助人員におけるマイナンバーカード取得率が81.5%というのは、よく頑張っていたと思うが、保険証等利用登録が、より重要である。利用登録は、医療機関に設置されているカードリーダーで行うことができるのか。
  - 利用登録は、本人がマイナポータルにアクセスして登録する方法、セブン銀行のATMでの登録以外に、医療機関に設置されているカードリーダーで行うこともできる。
- ・マイナンバーカードの保険証等利用登録の促進に向けた一層の取り組みとは、具体的にはどのようなことを考えているか。
  - オンライン資格確認の運用開始後は、利用登録の状況についても把握できるようになるため、各区の生活保護実施機関に情報提供を行い、被保護者に勧奨を行っていきたいと考えている。